

安全衛生

労働者の六割が仕事などで強い不安やストレス―厚生労働省調査

TOPICS

3

厚生労働省は九月十九日、二〇一二年（平成二四）年「労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）」の結果を発表した。「労働安全衛生特別調査」は毎年、定期的にテーマを変えて、労働者の安全衛生について幅広く実施。そのうち五年に一回は、「労働者健康状況調査」と題して、労働者の健康状況について詳しく聞いている。

今回調査では、労働者の健康状況、健康管理に関する取り組み状況、意識などについて、昨年一〇月三十一日時点の取り組み状況について聞いた。従業員一〇人以上の九二・八三事業所と、そこで働く労働者九九一五人から回答が得られた。

なお、質問項目は毎回、見直しが増えられ、前回調査との比較においては、内容により比較対象が異なる。

事業所調査

半数の事業所が面接指導制度を認知

調査では事業所に時間外や休日労働の実態を尋ねた。

過去一カ月（二〇一二年一〇月一日から一〇月三十一日）の時間外・休日労働について、「一〇〇時間を超える労働者がいた」事業所の割合は四・七％となり、前回調査（二〇一一年調査、七・

六％）より二・九ポイント低下した。「八〇時間を超える、一〇〇時間以下の労働者がいた」事業所割合は九・六％となり、前回調査（同、九・八％）から〇・二ポイントの低下。一方、「四五時間を超え、八〇時間以下」の事業所割合は三〇・六％と前回調査（同、二八・四％）より二・二ポイント上昇した。

続けて、二〇〇六年の安衛法改正に伴い設けられた、一〇〇時間を超える長時間労働者に対する医師の面接指導についても事業所に尋ねた。

長時間労働者への医師による面接指導制度について、「知っている」事業所の割合は五八・二％となり、前回調査（二〇一〇年調査、五〇・六％）より七・六ポイント上昇した。事業所規模別にみると、三〇〇人以上は九割以上が「知っている」と回答する一方、三〇人未満では五割近くにとどまるなど、規模が小さくなるほど、面接指導に対する認知度が低いことがわかる。

一方、過去六カ月（二〇一二年五月一日～同年一〇月三十一日）において、一カ月あたり時間外・休日労働が一〇〇時間を超える労働者に対し医師による面接指導を実施した事業所の割合は四・三％となった。先の「一〇〇時間を超える労働者がいた」事業所割合（四・七％）からすると、該当者がいる事業所のほとんどで医師の面接指導

が実施されたとみることができると、面接指導の内容は、「一〇〇時間を超えるすべての労働者に対して実施した」が八一・六％、「申し出を行った労働者に対してのみ実施した」が一八・四％となる。面接の結果を踏まえて何かの措置を講じた事業所は八二・九％にのぼる。具体的な措置内容（複数回答）は、もっとも多いのが「時間外労働の制限」（四二・一％）で、以下、「仕事内容の変更」（二二・七％）、「深夜業の回数の変更」（二二・二％）、「就業場所の変更」（二・四％）が続く。

実施されたこととみることができると、面接指導の内容は、「一〇〇時間を超えるすべての労働者に対して実施した」が八一・六％、「申し出を行った労働者に対してのみ実施した」が一八・四％となる。面接の結果を踏まえて何かの措置を講じた事業所は八二・九％にのぼる。具体的な措置内容（複数回答）は、もっとも多いのが「時間外労働の制限」（四二・一％）で、以下、「仕事内容の変更」（二二・七％）、「深夜業の回数の変更」（二二・二％）、「就業場所の変更」（二・四％）が続く。

半数の事業所がメンタルヘルスケアを実施

過去一年（二〇一一年一月一日から二〇一二年一〇月三十一日、以下同じ）にメンタルヘルス不調により連続一カ月以上休業または退職した労働者がいた事業所の割合は八・一％となり、前回調査（二〇一一年、九・〇％）より〇・九ポイント低下した。

業種別にみると、トップは「情報通信業」（三一・二％）で、以下、「電気・ガス・熱供給・水道業」（二六・八％）、「金融業、保険業」（一五・八％）、「複合サービス事業」（一五・二％）が続く。従業員規模別にみると、一〇〇〇人以上は九割を超える一方、九九人以下では二割未満にとどまるなど、規模が小さく

なるほどその割合が低くなる。

メンタルヘルスケアに取り組む事業所の割合は四七・二％となり、前回調査（二〇一一年、四三・六％）より三・六ポイント上昇した。

従業員規模別にみると、三〇〇人以上では九割を超える一方、三〇人以下では三割台にとどまり、取り組みでは大企業が先行しているが、厚生労働省の担当者は「前回調査と比べると、三〇〇人以下でメンタルヘルスケアに取り組む事業所が増えていることが全体の押し上げ要因となった」とみている。

取り組み内容（複数回答）をみると、「労働者への教育研修・情報提供」（四六・七％）がもっとも多く、次いで「管理監督者への教育研修・情報提供」（四四・七％）、「社内メンタルヘルスケア窓口の設置」（四一・〇％）となる。

定期健康診断は九割の事業所が実施

今回調査では、メンタルヘルス以外についても労働者の健康状況に関するさまざまな取り組みについて尋ねている。

過去一年間に常用労働者に定期健康診断を実施した事業所の割合（実施率）は九一・九％となり、前回調査（二〇一一年、九一・二％）より〇・七ポイント上昇した。

事業所規模別にみると、五〇〇人以上では一〇〇％の実施率となり、三〇～一四九人は九六・八％、一〇～二九人は八九・四％となる。

業種別にみると、ほとんどの業種が九割を超えるが、生活関連サービス業、娯楽業（七八・八％）、宿泊業、飲食サービス業（八六・六％）では実施割合がやや低くなっている。

派遣労働者の実施率は三割弱

就業形態別に定期健康診断の実施状況をみると、正社員がいる事業所のうち、正社員を対象に定期健康診断を実施した事業所の割合は九三・五％となった。また、一般社員の週所定労働時間の四分の三以上働くパートタイム労働者に定期健康診断を実施した事業所の割合は七二・八％、週所定労働時間の四分の三未満、二分の一以上働くパートでは四七・八％、週所定労働時間の二分の一未満のパートは三三・九％、派遣労働者は二七・〇％の実施率にとどまった。

受動喫煙対策は八割の事業所が対応

そのほか、受動喫煙防止対策に取り組む事業所の割合は八一・八％となり、前回調査（二〇〇七年、七五・五％）より六・三ポイント上昇した。

防止対策の内容（単一回答）は、「事業所の建物内全体（執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む）を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能」（三七・九％）がもっとも多く、「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外は禁煙にしている」（二三・七％）が続く。敷地内を含めた「全面禁煙」は一三・四％にとどまった。

労働者調査

九割が仕事の悩みやストレスの相談相手が「いる」

事業所で働く労働者に、現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて尋ねたところ、「相談できる人がいる」労働者の割合は九〇・〇％に達した。

「相談できる人がいる」と回答した人の相談相手（複数回答）は、「家族・友人」（八六・七％）がもっとも多く、次いで「上司・同僚」（七三・五％）となる。「産業医」（八・三％）、「産業医以外の医師」（五・二％）、「保健師又は看護師」（四・八％）、「カウンセラー等」（四・三％）に相談する人は相対的に少なかった。

三人に一人が相談の効果を描

次に、「実際に相談した人がいる」と回答した割合は七三・八％となり、実際の相談相手（複数回答）は「家族・友人」（八二・一％）がもっとも多く、次いで「上司・同僚」（六六・九％）となる。「産業医以外の医師」（三二・九％）、「産業医」（三・二％）、「保健師又は看護師」（三・〇％）、「カウンセラー等」（二・四％）に実際に相談した人は少なかったようだ。

さらに、実際に相談したことのある労働者について、不安、悩み、ストレスが解消されたかを聞いたところ、「解消された」（三三・〇％）、「解消されなかったが、気が楽になった」（六一・一％）、「解消もされず、気が楽にもならなかった」（六・〇％）となった。相

談した人のうち、三人に一人は、悩みを打ち明けることでストレス解消などにつながる効果を描した格好だ。

六割が仕事で強い不安やストレス

仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスを感じることもあるとの回答は六〇・九％となり、前回調査（二〇〇七年、五八・〇％）より二・九ポイント増加した。

強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄の内容（三つ以内の複数回答）をみると、もっとも多いのが「職場の人間関係の問題」（四一・三％）で、以下「仕事の質の問題」（三三・一％）、「仕事の量の問題」（三〇・三％）となる。

就業形態別にみると、正社員では「職場の人間関係」（三七・九％）、「仕事の質の問題」（三五・〇％）、「仕事の量の問題」（三二・九％）が上位を占める。一方、契約社員では「雇用の安定性の問題」（四四・二％）、「職場の人間関係」（四〇・四％）、派遣社員では「雇用の安定性の問題」（六〇・四％）、「職場の人間関係」（三七・三％）となる半面、パートタイム労働者では「職場の人間関係」（六四・一％）が突出しており、次いで「仕事の質の問題」（二八・一％）となった。

八割が定期健康診断を受診

そのほか、会社が実施する定期健康診断について、受診した労働者の割合は八八・五％となり、前回調査（二〇〇七年、八六・九％）より一・六ポイント上昇した。定期健康診断を受けた

労働者のうち、「検査結果の通知を受けた」は八七・六％となり、さらに、「所見ありと通知された」が三六・二％となった。

一方、定期健康診断を受けなかった主な理由としては、「健康診断が実施されなかった」（三二・八％）がもっとも多く、この理由をあげた労働者を就業形態別にみると、正社員（一九・四％）、契約社員（二六・四％）、パートタイム労働者（四一・二％）、派遣労働者（二三・五％）となり、パート労働者での割合が高くなった。

半数が職場での受動喫煙を体験

喫煙状況については、職場で煙草を吸う労働者の割合は二六・九％となり、前回調査（二〇一一年、三〇・六％）より三・七ポイント低下した。年齢別にみると、三〇―三九歳（三三・一％）がもっとも高く、二〇―二九歳（二八・五％）、四〇―四九歳（二六・一％）が続いた。

さらに、職場で他人の煙草の煙を吸う受動喫煙の状況については、「ほとんど毎日ある」（三三・二％）、「ときどきある」（二八・六％）を併せて五一・八％となり、前回調査（二〇〇七年、六五・〇％）より一三・二ポイント低下した。（調査・解析部）